

人事行政の運営等の状況の公表について

人事行政の運営の状況について、つがる西北五広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定に基づき、毎年12月に前年度の状況を中心に職員数や給与等の情報を公表しています。

I 任免及び職員数の状況

広域連合は広域連合事務局及び病院事業で構成されており、一部では構成市町が職員を派遣しており、派遣職員については、職員の採用や退職などの任免については派遣元の市町で行われています。

1 部門別職員数

事務局分

区 分	R 5. 4. 1	R 6. 4. 1	対前年増減数
一般行政職	8人	8人	0人
総務部門	4人	4人	0人
民生部門	4人	4人	0人

病院事業分

区 分	R 5. 4. 1	R 6. 4. 1	対前年増減数
一般行政職	57人	56人	△1人
医療職給料表(一)	71人	74人	3人
医療職給料表(二)	157人	163人	6人
医療職給料表(三)	454人	455人	1人
技能職給料表	0人	0人	0人
計	739人	748人	9人

2 新採用状況 (R 6) 病院事業 R 6. 4. 1付採用者数

医師	看護師 助産師	薬剤師	診療放射 線技師	理学療法 士	臨床検査 技師	臨床工学 技士	合計
20人	17人	4人	2人	3人	1人	1人	48人

3 退職者の状況 (R 5) 病院事業

定年退職	早期退職	死亡	普通退職等	合計
0人	5人	0人	24人	29人

4 早期退職者の認定の状況 (R 5) 病院事業

募集期間	応募者数	認定者数
令和5年7月3日から令和5年9月15日まで	5人	5人

5 再任用職員数フルタイム (R 6) 病院事業

看護師	臨床検査 技師	理学療法士	作業療法士	一般事務	合計
7人	2人	2人	1人	2人	13人

6 再任用職員数パートタイム（R6）病院事業

看護師	一般事務	合計
3人	1人	4人

7 派遣元毎の職員数

事務局分

市町名	R5.4.1	R6.4.1	対前年増減数
五所川原市	3人	3人	0人
つがる市	3人	3人	0人
鱒ヶ沢町	1人	1人	0人
深浦町	0人	0人	0人
鶴田町	1人	1人	0人
中泊町	0人	0人	0人
合計	8人	8人	0人

病院事業分

市町名	R5.4.1	R6.4.1	対前年増減数
五所川原市	27人	27人	△1人
つがる市	7人	7人	0人
鱒ヶ沢町	9人	9人	0人
深浦町	1人	1人	0人
鶴田町	5人	5人	0人
中泊町	3人	3人	0人
合計	52人	52人	△1人

II 人事評価の状況

人事評価は、地方公務員法の規定により平成29年4月から実施が義務づけられています。

つがる西北五広域連合の人事評価は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、能力と業績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、住民サービスの向上と、より質の高い医療サービスの提供につなげることを目的としています。

- ・評価方法 能力評価及び業績評価
- ・評価期間 4月1日から3月31日まで
- ・評価スケジュール
 - 5月：組織目標設定
 - 6月：期首面談
 - 10月：期中面談
 - 2月：期末面談

Ⅲ 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

1 人件費等の状況（令和5年度決算）決算統計より 事務局分

歳出総額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B)/(A)	4年度の 人件費率
109,814 千円	77,852 千円	70.9 %	82.1 %

病院事業分

歳出総額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	4年度の 人件費率
16,076,409 千円	7,627,827 千円	47.4 %	47.6 %

2 職員給与費の状況（令和6年度当初予算）当初予算給与費明細 事務局分

職員数 (A)	職員給与費				一人当たり 給与費 (B)/(A)
	給料(基本給)	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
人 8	千円 29,870	千円 6,429	千円 11,733	千円 48,032	千円 6,004

病院事業分

職員数 (A)	職員給与費				一人当たり 給与費 (B)/(A)
	給料(基本給)	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
人 756	千円 2,869,637	千円 1,890,621	千円 1,189,115	千円 5,949,373	千円 7,870

※ 職員手当は、扶養手当、通勤手当、時間外手当などであり、退職手当や特別職（議員、各種委員）に支給される報酬は含まれていません。

3 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在） 事務局分

区 分	平均年齢	平均給料月額（注1）	平均給与月額（注2）
行政職（一般事務職）	40.1 歳	293,438 円	323,624 円

病院事業分

区 分	平均年齢	平均給料月額（注1）	平均給与月額（注2）
行政職（一般事務職）	43.9 歳	323,086 円	372,251 円

（注）1 「平均給料月額」とは、4月1日現在における職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

4 級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

事務局分

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	1 人	12.5%
2 級	主任	2 人	25.0%
3 級	係長・主査	3 人	37.5%
4 級	主幹	1 人	12.5%
5 級	課長・副参事	1 人	12.5%
6 級	参事	0 人	0%
7 級	事務局長・理事	0 人	0%
合 計		8 人	100.0%

病院事業分（行政職）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	5 人	8.9%
2 級	主任	9 人	16.1%
3 級	係長・主査	15 人	26.8%
4 級	課長補佐・主幹	17 人	30.4%
5 級	課長・次長・副参事	5 人	8.9%
6 級	事務長	4 人	7.1%
7 級	病院運営局長・事務部長・理事	1 人	1.8%
合 計		56 人	100.0%

病院事業分（医療職給料表（一））

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	医員	12 人	16.2%
2 級	科長・医長	45 人	60.8%
3 級	所長・副院長	13 人	17.6%
4 級	院長・相当高度な知識経験に基づき困難な医療業務を行う所長	4 人	5.4%
合 計		74 人	100.0%

病院事業分（医療職給料表（二））

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	管理栄養士・診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・言語聴覚士・臨床工学技士・歯科衛生士・歯科技工士	3 人	1.8%
2 級	薬剤師・相当困難な業務を行う管理栄養士・診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・言語聴覚士・臨床工学技士・歯科衛生士・歯科技工士	83 人	50.9%
3 級	相当困難な業務を行う薬剤師・困難な業務を行う管理栄養士・診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・言語聴覚士・臨床工学技士・歯科衛生士・歯科技工士	20 人	12.3%
4 級	主任薬剤師・主任管理栄養士・主任診療放射線技師・主任臨床検査技師・主任理学療法士・主任作業療法士・主任視能訓練士・主任言語聴覚士・主任臨床工学技士・主任歯科衛生士・主任歯科技工士・特に困難な業務を行う管理栄養士・診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士	17 人	10.4%

5 級	薬剤部長・副薬剤部長・技師長・技士長・副技師長・相当困難な業務を行う主任薬剤師・困難な業務を行う主任管理栄養士・主任診療放射線技師・主任臨床検査技師・主任理学療法士・主任作業療法士・主任視能訓練士・主任言語聴覚士・主任臨床工学技士・主任歯科衛生士・主任歯科技工士・職務の内容及び責任の程度が前各号と同等と認められる職務	35人	21.5%
6 級	薬剤局長・困難な業務を行うリハビリテーション局長・診療画像情報局長・臨床検査局長・栄養管理局長	5人	3.1%
合 計		163人	100.0%

病院事業分（医療職給料表（三））

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	准看護師	0人	0%
2 級	看護師、助産師	167人	36.7%
3 級	相当困難な業務を行う看護師・助産師・困難な業務を行う准看護師	73人	16.0%
4 級	主任看護師・主任助産師・困難な業務を行う看護師、助産師・特に困難な業務を行う准看護師	72人	15.8%
5 級	副看護部長・看護師長・看護主幹・主任看護師・主任助産師・特に困難な業務を行う看護師・助産師	140人	30.8%
6 級	看護局長・副看護局長	3人	0.7%
合 計		455人	100.0%

5 職員手当の状況（令和5年度決算）

（1）期末手当・勤勉手当

事務局分

手当名	支給額	一人当たり平均支給額	支給割合
期末手当	6,535千円	817千円	2.45月分
勤勉手当	5,069千円	634千円	1.95月分
加算措置	職務上の段階、職務の級による加算措置あり		

病院事業分

手当名	支給額	一人当たり平均支給額	支給割合
期末手当	601,170千円	827千円	2.45月分
勤勉手当	460,205千円	637千円	1.95月分
加算措置	職務上の段階、職務の級による加算措置あり		

（2）その他の手当支給状況

事務局分

手当名	支給額	支給対象職員数	備 考
扶養手当	810千円	4人	
住居手当	912千円	2人	
通勤手当	689千円	7人	
寒冷地手当	479千円	8人	
管理職手当	360千円	1人	
時間外勤務手当	1,201千円	6人	
児童手当	225千円	2人	

※ 給料及び手当等は、つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例第7条及び派遣協定により、派遣元の職員として在職した場合に適用される基準を適用することとされています。

病院事業分

手当名	支給額	支給対象職員数	備考
扶養手当	75,628千円	345人	
住居手当	37,241千円	140人	
通勤手当	38,664千円	534人	
特勤手当	741,002千円	678人	
地域手当	78,240千円	74人	医師のみ
管理職手当	91,130千円	124人	
時間外勤務手当	153,622千円	609人	
管理職特勤手当	288千円	9人	
夜間手当	47,201千円	333人	
宿日直手当	38,152千円	152人	
寒冷地手当	45,022千円	715人	
児童手当	42,695千円	196人	

※ 派遣職員の給料及び手当等は、つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例第7条及び派遣協定により、派遣元の職員として在職した場合に適用される基準を適用することとされています。

6 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況 (令和5年4月1日現在)

事務局

勤務時間		休憩時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
始業時刻	終業時刻			
8:15	17:00	12:00 ~ 13:00	7時間45分	38時間45分

病院事業

勤務時間		休憩時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
始業時刻	終業時刻			
8:15	17:00	12:00 ~ 13:00	7時間45分	38時間45分

(2) 年次有給休暇の取得状況

事務局分 (令和5年1月1日~令和5年12月31日)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
160日	119.9日	8人	15.0日	74.9%

病院事業分 (令和5年1月1日~令和5年12月31日、令和5年4月1日~令和6年3月31日)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
14,504日	8395.5日	719人	11.7日	58.4%

IV 休業の状況

1 育児休業の取得状況

事務局において、令和5年度中に育児休業を取得した職員はありませんでした。

(1) 育児休業の取得状況

病院事業分

区分	育児休業取得者数	
	令和5年度新規取得者数	前年度から取得中の者
男性職員	0人	0人
女性職員	33人	18人
計	33人	18人

(2) 令和5年度中に新たに育児休業を取得した職員の承認期間

病院事業分

区分	育児休業承認期間						計
	6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超	
男性職員	7人	1人	1人	0人	0人	0人	9人
女性職員	2人	28人	10人	1人	0人	1人	42人
計	9人	29人	11人	1人	0人	0人	51人

2 育児部分休業及び育児短時間勤務の取得状況

事務局において、令和5年度中に育児部分休業及び育児短時間勤務を取得した職員はありませんでした。

(1) 育児部分休業及び育児短時間勤務の取得状況

病院事業分

区分	育児部分休業及び育児短時間勤務の取得者数	
	令和5年度新規取得者数	前年度から取得中の者
男性職員	0人	0人
女性職員	4人	3人
計	4人	3人

(2) 令和5年度中に新たに育児部分休業及び育児短時間勤務を取得した職員の承認期間

病院事業分

区分	育児部分休業及び育児短時間勤務承認期間						計
	6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超	
男性職員	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
女性職員	1人	3人	0人	0人	0人	0人	4人
計	1人	3人	0人	0人	0人	0人	4人

V 分限及び懲戒の状況

1 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務成績の不良、心身の故障等のため職員が十分に職責を果たせない場合に行うものです。

事務局及び病院事業分

種 類	処 分 の 内 容	5 年 度 処 分 者 数
免 職	公務能率を維持する見地から、職員の意に反してその職を失わせる処分	0 人
降 任	職員が現に有している職より下位の職に任命する処分	0 人
休 職	職員に職を保有させたまま一定期間、職務に従事させない処分	9 人
降 給	職員が現に決定されている給料の額より低い額の給料に決定する処分	0 人
合 計		9 人

2 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、公務における規律と秩序を維持することを目的として行うものです。

事務局及び病院事業分

種 類	処 分 の 内 容	5 年 度 処 分 者 数
免 職	職員を懲罰として勤務関係から排除する処分	0 人
停 職	職員を懲罰として一定期間、職務に従事させない処分	0 人
減 給	一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分	0 人
戒 告	職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分	1 人
合 計		0 人

VI 服務の状況

1 職務に専念する義務の免除

職員は、職務に専念する義務を負います（地方公務員法第 35 条）が、法律又は条例に特別な定めがある場合はその義務が免除されます。

この「法律又は条例に特別な定めがある場合」には、主に以下のものがあります。

(1) 法律に定めがある場合

ア 選挙権その他公民としての権利を行使する場合（労働基準法第 7 条）

イ 年次有給休暇（労働基準法第 39 条）

ウ 休職する場合（地方公務員法第 27 条第 2 項） ほか

(2) 条例に定めがある場合（職務に専念する義務の特例に関する条例第 2 条）

ア 研修を受ける場合

イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合

ウ その他任命権者が定める場合（以下その主なもの）

- ・スポーツ大会の役員・審判員、選手、コーチとして県大会等に出場する場合
- ・看護協会の研修、役員会等へ参加する場合

2 営利企業等への従事制限

職務の公平性を確保するという観点から、職務には営利企業への従事や役員等との兼業について制限が課せられています。（地方公務員法第 39 条）

つがる西北五広域連合では、職員から営利企業等への従事について許可の申請があった場合には、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、法の精神に反しないと認められる場合に限り、これを許可しています。

- (1) 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 職員の占めている職と兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合
- (3) 職員の身分上ふさわしからぬ性質を持つ場合

【営利企業等従事許可件数】（令和5年度）

105件

VII 退職管理の状況

地方公務員法の改正により、平成29年4月から、営利企業等に再就職した元職員による退職前の職務に関する現職職員への働きかけが禁止されるなど職員の退職管理の制度が導入されました。

つがる西北五広域連合では退職管理の適性を図るため、管理職であった元職員が退職後2年間に営利企業等に再就職した場合は、つがる西北五広域連合に届出しなければならない旨条例で定めています。

VIII 研修の状況

1 研修の実施状況（令和5年度実績）

職務を遂行する上において必要な知識、技能、態度等を修得させ、その資質及び職務遂行能力の向上を図ることを目的として職員研修を実施しています。

事務局分

研 修 名	受 講 者 数
共済組合事務担当者研修	1人
認定調査従事者現任者研修	0人
認定審査会運営適正化研修	2人
メンタルヘルス研修	4人
ハラスメント防止研修	0人
リモートラーニングによるデジタル人材育成のための基礎研修	0人

病院事業分

研 修 名	受 講 者 数
青森県市町村職員退職手当組合事務担当者研修	7人
ハラスメント防止研修	71人
人事評価者研修（前期・後期）	51人
新採用者研修	新採用者全員
メンタルヘルス研修	1人

IX 福祉及び利益の保護の状況

1 職員健康診断の状況（令和5年度実績）

労働安全衛生法に基づき、職員の疾病予防、健康障害の早期発見を図るため健康診断を実施しています。

事務局分

検診の種類	検査項目	受診者数	備考
職員総合検診	胸部エックス線検査	2人	人間ドック受診者を除く
	尿検査	2人	
	血圧測定	2人	
	心電図検査（35歳以上）	0人	
血液検査	血液一般検査	0人	35歳と40歳以上 ただし、人間ドック受診者を除く。
	肝機能検査	0人	
	血中脂質検査	0人	
	血糖検査	0人	
人間ドック	日帰りドック（30歳以上）	5人	
	脳検診（45歳以上）	0人	

病院事業分

検診の種類	検査項目	受診者数	備考
職員総合検診	胸部エックス線検査	712人	
	尿検査	668人	
	血圧測定	728人	
	心電図検査（35歳以上）	454人	
血液検査	血液一般検査	498人	
	肝機能検査	498人	
	血中脂質検査	498人	
	血糖検査	498人	
人間ドック	日帰りドック（30歳以上）	205人	
	脳検診（45歳以上）	70人	

2 公務災害の状況

地方公務員災害補償法に基づき、公務上や通勤途上の災害（負傷、疾病、障害または死亡）を受けた職員には、その災害によって生じた損害が補償されます。

公務災害の認定及び補償については、地方公務員災害補償基金青森県支部が行っております。

公務災害等の発生状況（令和5年度実績）

事務局及び病院事業

災害区分	件数
公務災害	18件
通勤災害	2件
合計	20件

3 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申し立て制度によって保護されています。

令和5年度において、勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。

X 競争試験及び選考の状況

採用試験の実施状況（令和5年度実績）

試験職種	受験者数	合格者数	倍率	試験日
看護師・助産師	28人	27人	1.04倍	R5.6.25 R5.10.15 R6.1.14 随時
診療放射線技師	1人	1人	1.00倍	随時
臨床検査技師	6人	3人	2.00倍	R5.6.25 R6.1.14
理学療法士	5人	3人	1.67倍	R5.10.15
作業療法士	5人	1人	5.00倍	R5.10.15
言語聴覚士	1人	1人	1.00倍	R6.1.14
管理栄養士	5人	2人	2.50倍	R5.10.15